

第 145 回江東区都市計画審議会議事録

【開催日：令和元年12月20日（金）】

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	令和元年12月20日(金)午後3時30分 (午後4時30分終了)
開催場所	江東区役所3階 区議会) 第一委員会室
議 題	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> ・江東区都市計画マスタープランの改定について ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の策定について
会議進行の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 報告事項(説明・審議・採決) 3 その他 4 閉 会
出席者 (敬称略・順不同)	<p>【委員】 苦瀬 博仁、篠崎 道彦、島田 正文、松本 みどり、宮崎 祐助、榎本 雄一、川北 直人、にしがき 誠、鬼頭 たつや、吉田 要、磯野 繁夫、中根 たくや、赤羽目 民雄、(中村 一彦)、(高崎 剛彦)、高橋 宏彰、杉田 次助、渡辺 哲三、竹口 友章、白石 秀樹、三輪 さおり、吉田 正子、鶴岡 麻子</p> <p>【幹事】 大井副区長、都市整備部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、地域整備課長、企画課長、港湾臨海部対策担当課長、温暖化対策課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、交通対策課長</p> <p style="text-align: right;">() は欠席</p>
傍 聴 人	0名
配布資料	<p>資料 1-1 江東区都市計画マスタープランの改定について</p> <p>資料 1-2 令和元年度 江東区都市計画マスタープラン 基本方針</p> <p>資料 1-3 江東区都市計画マスタープラン基本方針(素案)</p> <p>資料 2-1 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について</p> <p>資料 2-2 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針〔概要版〕</p> <p>資料 2-3 【計画の変更】 予定路線の位置図(江東区分抜粋)</p>
審議経過	報告事項は異議無く、了承された。

午後 3 時 3 1 分 開会

◎開会の宣告

○会長 定刻になりましたので、これより第 1 4 5 回江東区都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず最初に、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市計画課長） 事務局の都市計画課長、老川でございます。

本日、中村一彦委員、及び高崎剛彦委員の 2 名から欠席の届け出がございました。これにより、本日は委員の 2 分の 1 以上の出席が認められることから、定足数に達していることをご報告申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

◎委員紹介

○会長 はじめに、前回の審議会開催後でございますが、人事異動で関係機関の委員 2 名がかわられました。また、区議会選出委員 5 名の方に交代がございました。事務局より、改めまして全委員の紹介をお願いいたします。

○事務局（都市整備部長） 都市整備部長の長尾でございます。私からお手元に配付の名簿に従いまして、委員のご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の方々のご紹介です。

当審議会の会長であります、苦瀬博仁委員でございます。

会長職務代理であります、篠崎道彦委員です。

島田正文委員でございます。

松本みどり委員でございます。

宮崎祐助委員でございます。

続きまして、区議会議員選出の方のご紹介でございます。

榎本雄一委員でございます。

川北直人委員でございます。

にしがき誠委員でございます。

鬼頭たつや委員でございます。

吉田要委員でございます。

磯野繁夫委員でございます。

中根たくや委員でございます。

赤羽目民雄委員でございます。

次に、関係行政機関の委員をご紹介します。

中村一彦委員でございますが、本日はご欠席でございます。

高崎剛彦委員でございますが、本日はご欠席でございます。

高橋宏彰委員でございます。

続いて区民代表の委員をご紹介します。

杉田次助委員でございます。

渡辺哲三委員でございます。

竹口友章委員でございます。

白石秀樹委員でございます。

三輪さおり委員でございます。

吉田正子委員でございます。

鶴岡麻子委員でございます。

最後に、幹事の一部にも変更がございましたけれども、委員名簿の裏面に記載してございますので、後ほどご参照を願います。

委員の紹介は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎傍聴者の報告

○会長 次に、本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 失礼いたします。本日の傍聴についてでございますが、傍聴の方はいらっしゃいません。

報告申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

◎報告事項1「江東区都市計画マスタープランの改定について」

○会長 本日の案件は、報告事項2件となっております。

まず、「江東区都市計画マスタープランの改定について」を事務局より説明願います。

○事務局（都市計画課長） 改めまして、都市計画課長でございます。恐縮ですが、

着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1-1をごらんください。

資料はお手元にございますでしょうか。それでは、ご説明を申し上げます。

まず、資料1-1をごらんください。

本都市計画マスタープランでございますが、本年度と来年度、2年間をかけて現在改定の検討を進めているところでございます。

本マスタープランは本区の長期的かつ体系的なまちづくりの方針としてお示しをするものでございます。

このたび、区民へのアンケート結果や調査資料等を参考といたしまして、学識経験者、公募区民等で構成します策定会議、庁内の策定委員会等の検討を経まして、基本方針素案を作成いたしましたのでご報告申し上げます。

恐れ入りますが、資料1-2をごらんください。全体の体系図になってございます。

第1章から第5章までが今年度の検討内容である基本方針となっております。

3章がまちづくりの将来像、4章が将来都市構造になっております。5章は部門別のまちづくり方針でございまして、土地利用、道路・交通、住環境・健康、水辺と緑、景観・環境・交流、環境、そして安全・安心の7部門でございます。

そして、第6章。こちらは地区別方針になりまして、来年度に検討を行い、今年度の基本方針とあわせまして、全体で都市計画マスタープランとして改定する予定でございます。

恐れ入りますが、資料1-3の基本方針素案をごらんください。各章ごとに順を追ってご説明申し上げます。

まず第1章、恐れ入りますが、5ページをお開きください。

こちらが改定の考え方になります。目標年次、おおむね20年後と定めてございます。そして、4番の地域地区区分ですが、深川、城東、南部の三つの地域、さらに深川と城東は南北、そして、南部は東西と湾岸地区を合わせまして全体で7地区を予定してございます。地区別のまちづくり方針は、来年検討する予定となっております。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。ただいま申し上げました区内の三つの大きな地域と、七つの地区を図示してございます。

恐れ入りますが、第2章、まちづくりの現況と課題をお願いいたします。

まず最初に8ページをごらんください。

江東区全体の人口推計になります。こちらは、現在改定の検討を進めております、

新長期計画の将来人口推計を基に作成してございます。

2019年現在51万8000人の現状が、約10年後に約57万人、そして20年後に、江東区全体で約60万人という予測になってございます。

続きまして、9ページをごらんください。

地域別の人口推計になります。10年後をお示ししておりますが、南部地域や深川、そして城東北部は人口増加でございますが、城東南部地区についてはほぼ横ばい、わずかに減少する予測となっております。

そして、この人口についての課題でございますが、下に青く囲ってございますが、人口増加や人口構成の変化に対応するまちづくり、都市機能の形成が求められるということと、若干人口の減少する城東南部についてはそういった現象に対応するまちづくりが今後求められていくと考えてございます。

恐れ入りますが、2の土地利用になります。

10ページをお開きください。土地利用の現況ということで、江東区については、歴史的経緯から、三分の二程度が工業系の用途地域になっておりまして、準工業地域が約半分の指定となっております。一方で、実際の土地利用の状況ということになります。この10年、あるいは20年の経過の中で、工業系の土地利用が減少し、住宅系、あるいは商業には業務も含めますけれども、こういった土地利用が増加しているという状況になってございます。

恐れ入りますが、13ページをごらんください。

こちらが、江東区内の地区別地区計画、あるいはまちづくり方針をお示ししてございまして、南部地域を中心とした地区計画が策定されているエリアと近年城東地域では、北砂地区等、まちづくりの方針を定めておりますので、そちらの位置を示してございます。

14ページをお開きください。土地利用のところの課題になります。土地利用転換に対応した適正な規制、誘導が引き続き求められるということと、区民参加による協働のまちづくりを今後も進めていく必要があるということが課題と考えてございます。

3章以降は道路交通など、各分野の現況となっております。第3章が道路交通の、こちらのほうは都市計画道路の整備状況になります。

恐れ入りますが、18ページをごらんください。

道路交通の課題ということで、主なものとしては幹線道路を含め、さまざまな種類の道路整備を引き続き進めること、そして、公共交通として地下鉄8号線ほか、計画的に整備をしていくこと、また、人の活動を支える、安全で歩行者に優しい

道路環境づくり、こういったことが課題と捉えてございます。

恐れ入りますが、住環境になります。19ページをお開きください。

こちらが住環境・健康ということで、住宅ストック、マンション等の更新の現状等を現状でお示しさせていただいております。

課題につきましては、21ページになりますが、マンションの適切な維持管理の支援、あるいは主に集合住宅が多い江東区を踏まえて団地の再生とか、住宅ストックの更新の支援等が求められるというふうに考えております。

続きまして22ページをごらんください。水辺と緑の章になってございます。

こちらは水辺、あるいは緑の環境の整備ということになりまして、課題といたしましては24ページにございますが、水辺と緑のネットワークの形成、あるいは公園等の多様な活用、こういったことが課題として挙げられてございます。

続きまして第6が景観、環境、交流になります。25ページからがそちらの現況、課題をお示ししております、28ページ、課題になります。

区民による景観形成の取り組みの支援、あるいは事業者との連携、適切な指導、後は観光という面ではオリパラレガシーを生かしたまちづくりや区全体への波及、あるいは産業、商店街の支援というのが課題として上げられてございます。

続きまして7、環境になりますが、29ページ、CO₂の排出量の現況等をお示ししております。課題といたしましては、30ページにあります、CO₂削減ということ、あるいはオープンスペース等の活用による環境整備ということが挙げられます。

続きまして、8、安全・安心になります。31ページをお開きください。

耐震、不燃化などのまちづくりの取り組みを示してございますが、こちらの安全・安心での課題ということになります、35ページになります。

震災対策、耐震・不燃化の推進、そして都市型水害への対応、また、災害に備えた復興まちづくりの推進、こういったものを主な課題として挙げさせていただいております。

恐れ入ります。続きまして、第3章まちづくりの将来像をご説明申し上げます。

38ページをごらんください。

こちらの将来都市像は江東区基本構想における、目指すべき江東区の姿、3項目ですね、こちらを踏まえまして、さらに江東区を取りまく政策とか、今後のまちづくりの動向を将来都市像を考える視点と捉えまして、こちらを勘案した結果、真ん中にございますが、目指すべき江東区のまちの姿ということで、1から5まで五つの項目を掲げております。

第1が災害や環境変化等に対する回復力の高い持続可能なまち、第2が多様な人が住みやすく、健康に生き生きと暮らせるまち、第3水辺と緑に彩られ、快適で心豊かな生活が享受できるまち、第4交流・活動によるにぎわいが絶えず、成長し続けるまち、第5区民の力で新たな価値を創造し、未来に発信するまち、これらの5項目を集約したものが、一番右にお示ししてございますが、将来都市像として持続的に発展する共生都市というふうにお示しさせていただきます。

続きまして、第4章、将来都市構造をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、43ページをごらんください。

都市構造の主な要素ということで、こちらにお示ししてございますが、拠点と軸とゾーンというふうにお示ししてございます。拠点、核につきましては、主には鉄道駅周辺における多様な機能集積により、拠点を育成していく、軸については鉄道とか幹線道路のネットワークというふうに考えています。

そして、一番下のゾーンについては拠点と軸をベースとして地域のまとまりとか生活圏、土地利用の大きな方向性を示すエリアというふうに考えております。

そして、44ページをごらんください。

拠点の考え方になります。現在の都市計画マスタープランでは、拠点は都市核と地域核という、主には二つの位置づけなのですが、今回新たに広域性という観点を加えまして、特に南部地域ですけれども、区内のみならず区外からも多くの方が訪れるような、人を呼び込む、ひきつけるような機能が高い拠点を広域核というふうに呼んでおります。また一方で、地域の生活をささえるような、機能が集積している拠点を地域核としております。

都市核についてはその広域性と地域性をあわせ持った拠点ということでお示ししております。

そして、続きまして45ページ46ページをごらんください。

今申し上げました将来都市構造の骨格、都市構造になります。拠点につきましては都市核が9カ所、右側、46ページに都市構造図を示しておりますが、東陽、豊洲、亀戸等の拠点の駅を中心としております。

そして、広域核が南部地域で、辰巳とか豊洲市場、新木場等の拠点です。そして地域核が森下、あるいは西大島、または砂町銀座等になります。そして新たに今回交流拠点として若洲と海の森が、交流機能がこれから見込まれる地域として拠点を位置づけております。

また、もう一つ新駅拠点ということで、8号線の新駅予定のエリア二つを新駅拠点として、8号線延伸に合わせて、まちづくりを将来進めていくべき拠点として

示しております。

都市軸につきましては、永代通りや東西線の東西軸と、8号線の延伸を含む、亀戸から豊洲、そして有明など臨海部における南北軸のルートとなっております。ゾーンにつきましては、先ほど申し上げた深川地域、城東、南部の三つの地域をそれぞれ地区に分けて七つの地域でゾーンの方針を検討していきたいと考えております。

続きまして、50ページになります。47ページ以降、都市核等の説明になりますが、そちらは割愛させていただきます。50ページになりますがゾーンの方向性をご説明申し上げます。

先ほど申し上げました、地域、地区の方向性ということで、深川地域は歴史と文化、多様な都市機能が調和する複合市街地。城東地域は、良好な住環境の誘導を推進する複合市街地。南部地域は高度な都市機能を集積し、新たな価値を創造する複合市街地。そしてこちらが豊洲等の南部西になりまして、南部東については、土地利用転換の誘導による快適でにぎわいのある複合市街地。おめくりいただきまして51ページになりますが、湾岸地区につきましては、産業・物流機能、スポーツ・レクリエーションが調和する市街地、それと港湾等地区となっております。

こちらの市街地についてそれぞれのまちづくりの方針を示してございます。

最後、第5章になりますが、53ページをごらんください。53ページからが部門別のまちづくりの方針になります。第一の土地利用につきましては、持続的に成長する多世代で多機能な複合都市という目標を掲げ、取り組み方針を記載しております。先ほどの都市構造の中でご説明したそれぞれの地域の大きな方向性をほぼ踏襲しておりますので、その検討のベースとなるものが土地利用の、こちらでの検討結果でございます。以下、道路交通をはじめ、それぞれの部門ごとの主な取り組みの項目と大きな取り組みの方針のみを記載させていただいております。

今後、区民意見、パブリックコメント等も予定しておりますので、幅広くご意見を伺い、具体的な取り組みをこちらに付加いたしまして、またこちらの審議会にもお示しさせていただきたいと考えております。

以上、雑駁ですがご説明申し上げます。改定のポイントといたしましては南部地域だけではなく深川、城東等の既成市街地でもまちづくりが進展しているということが挙げられます。また、このマスタープランはまちづくりを進める上で行政、区民、そして事業者が合意を図っていくためのベースというふうに考えてございます。

恐れ入りますが、資料1-1の2ページにお戻りください。今後の予定になります。今後、12月21日からパブリックコメントの実施予定をしております。1月15日まで行いまして、その後基本方針を取りまとめます。その後、またこちらの審議会のほうにご報告させていただき、今年度は方針の取りまとめを行い、来年度は地区別のワークショップを行い、地区別のまちづくり方針を検討し、都市計画マスタープランを策定したいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ、●●委員。

○委員 それでは、よろしくお願いいたします。

幾つか質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

まず本素案を読ませていただきまして、策定会議が4回持たれて、その上で議論をしてまとめられたと伺っております。その中で気になったのが、平成23年に策定された前マスタープランですね、今の、現行のマスタープラン、ここで明記されておりました、安全で安心して暮らすことができる社会の実現、良好な市街地環境維持向上させるという文言が今のこの素案の中に見当たらないのですね。

素案では、さまざまな社会変化や災害リスクに対応しながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めるというふうにあるのですけれども、素案の段階ですけれども、抽象的で、区民の暮らしを支えるという、区の本旨に照らした姿勢が全く見えてこないのですが、位置づけと役割の中に誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるのだという文言ですとか、区の姿勢をぜひ加えていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方をまずお聞きしたい。

次に、まちづくりの現況と課題で、地域別の人口推計で将来的に城東南部地域は人口が減少するという推計値が示されております。その下の課題の中に人口減少に対応したまちづくりが求められると記されているのですが、区は、これまで人口が減少するのだとして、学校とか保育園の統廃合を進めてきました。しかし、実際には人口は減ることなくふえ続けて、いまでは学校や保育園が足りなくなり、地域住民の暮らしに大きな影響を及ぼしています。

また、この間このマンション建設の規制についても緩和をして開発を誘導してきました。そのため、学校の教室が足りなくなる、校庭を狭めたり、中には公園をつぶして教室を増設するという事態になっておりますけれども、この間区が取り

組んできたまちづくりに、私は非常に問題があるのではないかと考えておりますが、区がこの間取り組んできたまちづくりをどう評価しているのか伺いたいと思います。

それから、6の景観観光交流のところ、地域色豊かな商店街の項目が建てられております。この間区民アンケートでも区民がまちづくりの課題の1位に挙げるほどまちづくりにおいて商店街は重要な位置にあるというふうに思います。

現状は、ご案内のとおり、砂町商店街ですとか、大島中の橋商店街など、元気な商店街もありますが、区内53ある商店街のほとんどは大型店の出店ですとか、後継者の不足ですとかさまざまな理由でいま非常に厳しい状態に置かれているというふうに思っています。良好なまちづくりとして、商店街の現状についてまずどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、ソフト的な支援策の拡充も必要だと思いますけれども、持続可能な発展に向けた取り組み課題というふうになっていきますけれども、まちづくりの観点からどのようなことを考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、ヒートアイランドの問題についてです。本素案にヒートアイランド緩和のために、海から陸に向かう風、都市内に引き込むことが有効だと、連続したオープンスペース、風の道として確保する必要があるというふうに明記されておりますけれども、今この風の道が確保できていないのではないかと思います。

南部地域は、とりわけ高層のタワーマンションが乱立しておりまして、今後この南部地域にはさらに3万人の人口フレームがある、オリンピック開催後も高層マンションの開発計画があるというふうに聞いております。南部地域に今以上高層マンションが建設されれば、区の言う風の道は一層ふさがれて、ヒートアイランド現象に拍車をかけるのではないかと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

それから、まちづくりの将来像のほうで、将来都市像が表にまとめられて一覧できるようにしているのですが、そこで使われている用語、それから文言、これが、非常に専門用語が多くて、横文字も多く多用されております。

今後、この素案がホームページや区報等を通じて区民の方にお示しされると、パブリックコメントを公募するということになるのですが、こういう表記というか表現だと、区民には伝わらないというか、伝わりづらいのではないかとというふうに思うのですが、注釈をつけたりですとか、日本語表記とかわかりやすくすることが必要だと思います。この指摘した表だけではありません。都市マスタープラン全体でもやはりこの専門的な用語だとか横文字がちょっと多く目立つと思う

のですけれども、ぜひ、区民の方がわかりやすく理解できるように改善していただきたい、これは要望で結構です。

最後に、第4章、将来都市構造の中で町の拠点の考え方、前回マスタープランから変更したということなのですけれども、なぜ変更することになったのか、その背景、具体的にどのような位置づけや機能にしようと考えているのかまず聞きたいと思います。

それから、将来都市構造の方向性が図解つきで記載されております。その中で、潮見のところで、それから東陽町住吉間に地下鉄8号線の新駅拠点が地域として記されているのですけれども、今まで、全員協議会の中でも議論になったように、地下鉄8号線の整備については全くめどが立っていない、このプランを区民に公表することになると、何も決まっていなくて、新駅拠点と決めて発表することは、今本当に区民の関心が高いだけに、この表というか、この計画がひとり歩きしてしまうのではないかと私は危惧しているのですけれども、今後10年20年の先を見越したまちづくりということは承知しておりますけれども、先ほど述べたとおりまだ何も決まっていない現状から言えば、本プランへの記載については慎重に考えるべきなのではないかと。それから、どうしても加えるのであれば注釈を加え、区民の方への説明が必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、南部地域の方向性として、新たな価値を生み出す国際的な都市環境を形成するため、M I S E開催に対応した国際交流拠点の形成を目指すと記されております。オリンピック開催後のレガシー施設周辺のまちづくりについても、商業系機能の誘致を図るとなっておりますけれども、この、私が本会議質問でも述べたとおり、いま東京都が江東区の南部地域、具体的に言うと、青梅地域に大規模な展示場や会議室、そのM I C Eと、あわせてカジノを含む統合型リゾートI Rを合わせた開発を検討していることが明らかになっております。そのことが大きく報道されて、区内でも「カジノはやめて」という勉強会が開かれるなど、非常に関心が高まっているときに、この素案が示されることになるのですけれども、東京都の計画を容認し、追随するように思われてもおかしくないと思うのですけれども、きちんと区の考え方をお示ししていただきたいと思います。

以上、何点か伺います。

○会長　いかがでしょうか。どうぞ。

○事務局（都市計画課長）　何点かいただきました。まず、最初のところで、位置づけのところに安全安心とか、そういった記載が乏しいということなのですけれ

ども、4ページのところに役割を示してございまして、ちょっとわかりにくくて申しわけないのですけれども、その中に防災性の向上とか、さらに、健康なまちづくりを進めるとして、土地利用とか市街地整備についても言及しておりますし、さらには将来都市構造のところ、例えば安全安心だと災害対応の観点、あるいは住みやすさの観点、将来都市像、28ページになりますけれども、この五つの取り組みの中で、第一が災害対応のまちの姿、第2が住みやすさということで、いきいきと暮らせるまちというふうに掲げておりますので、こういったところで具体的に取り組みを進めたいと考えております。

そして、次に、人口のところ、これまでのマスタープランの評価ということにもなるかと思いますが、今回のマスタープランについては、2009年に46万人だったものが現在約51万8000人ということで、そのときの予測では2019年で54万人でしたので、その当時の予測よりも確かに人口はちょっと下回っている、開発の進行は遅くなっているのではないかとは思われます。

この間、南部地域だけではなくて既成市街地でもまちづくり方針をつくったり、地区の特性に応じたまちづくりを推進しております。土地利用の転換については当然、都市計画の規制、いろいろありますが、地区計画での誘導、あるいは開発の際の協議として、区の取り組みの中でも条例とかいろんな施策で開発を段階的にコントロールして市街地を計画的に整備していくという取り組みをしておりますし、これからもそういうふうに努めていきたいと考えております。

続きまして、商店街の面で、確かに元気な商店街とそれ以外の商店街があるということで、確かに地域によってはなかなか商店街の連続性とか厳しいところもあるとは考えておりますが、まちづくりといたしましては、駅周辺だと区民以外でも生活を支える意味で商店街とか、そういった機能の充実が求められておりますので、経営支援とかそういったソフトの面もございまして、まちづくりの面でも機能集積とか、生活を支えるということで、取り組みをまた検討していきたいと考えております。

もう一つがヒートアイランドで、風の道ということで、海の森から市街地に抜けるようなこともいまお示ししてございまして、タワーマンションとか建物ができるとそういうことに影響があるのではないかとのお尋ねなのですが、南部地域、主に臨海地区は地区計画で計画的に街並み、規模等も誘導しておりますし、建物のつくり方にもよりますけれども、オープンスペースをふんだんにとることで、なかなか、定量的には難しいと思うのですけれども、風が抜ける、環境に配慮したまちづくりというのも進めることは可能ではないかと考えてございまして。

次が言葉ということで、スマートシティとか、わかりにくいというお尋ねがございまして、極力今回、注釈をつけたりしておりますが、今後もさらにわかりやすい言葉に言いかえるとか、資料をつけるとかそういうことは当然わかりやすく努めていきたいと思っております。

そして、拠点の背景です。先ほど申し上げましたが、今までは都市核と地域核ということで、生活の拠点とさらにもう一つ広域性ということだったのですけれども、今回は南部地域を中心に区民の生活を支えるよりも広域的な集客とか、観光ビジネスがありますけれども、そういった機能の多いところを、それが、さらに拡充が見込まれるところを広域核というふうに位置づけまして、それ以外、地域の生活を支えるものを地域核、両方の機能を備えたものが都市核というふうに位置づけております。

8号線の新駅ですが、都市計画マスタープランは20年後を目標としておりますので、当然今区の計画の中では接続駅のみならず新駅を二つ設ける予定になっておりますので、そちらをきちんと明示して、目標として掲げていて、将来そういったまちづくりを進めるということをもまず第一歩として考えてございます。

もう一つ、MICEですが、MICE機能ということで今既に臨海部には展示場とか、宿泊だったりとかそういったビジネスの活動を支える機能があるので、当然今記載させていただいているのはそういった機能をさらに充実させる必要があるということでございます。IRはまた違った観点で、リゾートということでカジノ、あるいは観光という面もありますので、今回はそのMICEということで、それを支える機能の拡充という観点で記入してございます。

以上でございます。

○会長　ほかの委員、よろしいでしょうか。

○委員　簡潔に再質問したいと思っております。

まず、最初の考え方のところでは、区民の暮らしにというところが欠けているという点で、それぞれの項目にいろいろ含まれているのだというご説明だったのですけれども、当然、その項目に含まれていることは存じているのですけれども、やはりこの冒頭の、区の方針の中に、江東区として本当に区民が安心して暮らせる街をつくるのだということをきちんと位置づけて示していくということが必要なのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいし、加えていただきたいというふうに思います。

それから、人口減少に対応したまちづくりについてですけれども、江東区民の88パーセントは集合住宅で暮らしているというのが現状で、これが本区特有の特

徴だというふうに思っております。そこから鑑みますと、新しくマンションが建てられたり計画もまだあるように、街中を見ていて感じるのですが、新築マンションは入居希望者が非常に多いというふうに思うのですけれども、大規模な集合住宅、UR団地などの人口動態から入居や転居の状況、影響、これもやはり今後の人口推計に影響してくるのではないかと思うのですけれども、江東区はこうした集合住宅の入居状況ですとか、人口動態をどう捉えているのか。では、区内のこういう実態とかみ合わせて推計を示してプランに落とし入れていくべきなのではないかというふうに思います。

次は、商店街ですけれども、商店街の問題、本当に今、シャッターをおろしてしまったお店が、お店そのものをやめてしまって、戸建て住宅になったり、中にはワンルームマンションに建てかえられているという現状もあります。

商店街として大事なものは、私はこの商店の連続性だというふうに思っているのですけれども、この連続性が欠けている商店街が幾つかあると思うのですけれども、現状どういうふうに認識されているのか、連続性は大事だと私は思っているのですけれども、区のほうはどう考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、先ほども申し上げたとおり、商店街に深刻な影響を及ぼしているのは大型商業施設の出店だというふうに思います。何か、機能の集積など、まちづくりで考えていくのだというお話しでしたけれども、ぜひ、これを機会として大型店の出店規制をする方策についても検討するべきではないかというふうに思いますけれども、その辺を伺いたいと思います。

以上、お願いします。

○会長 はい。

○事務局（都市計画課長）

最初の役割のところ、**「暮らし」**の位置づけが不十分ではないかということでございますけれども、4ページのところで防災、あるいは市街地整備のことについて言及しており、今後、区民等の意見も伺いまして、全体の構成の中ではそういった観点も取り入れて方針をつくっていますので、十分に検討はしていきたいと思っております。そして、もう一つが集合住宅の状況ということで、特に都営住宅とかUR団地、かなり江東区は多い状況になります。

当然、今後地区別方針も来年度検討に入ってきますので、例えば特に城東地区はUR団地、大規模なものが多いですので、そういったものについては関係機関ともよく連携してその団地の動向とか居住者の動向等も確認した上で方針を定めて

いきたいと、地域に資する方針をつくっていきたいと考えております。

そして、商店街の現状ということで、確かに連続性が保てなくなると活性化というか、機能がなかなか難しいということがありますが、やはり、繰り返しになりますけれども、拠点周辺の機能を集積という意味ではまちづくりでも当然考えるべき問題と考えておりますが、商業を誘導するとか、建物の規制をかける地区計画とか、方策はあるのですけれども、なかなかその私権の制限だったりとか、難しい点もありますので、そういったことは研究しながら取り組んでいきたいと考えております。

大型店につきましては、大店立地法ですか、大型店についてはそういった法令に基づいて適切に環境に与える影響等を考慮した手続、計画を推進していると思いますので、区の実施要綱もございまして、特にそういうことで何か新たに抑制を求めるといったことは考えておりません。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

●●委員お願いします。

○委員 一つだけ伺います。

22ページの5番の水辺と緑ですが、緑被率の目標値が令和7年度で22%というふうに出ております。隣の地図を見ていただければわかるとおり、江東区は北部に行けば行くほどこの緑被率というのは下がっておりまして、深川北部地区で14.5%、隣の城東北部地区でも15%ということで、この22%、令和7年度目標を達成するにあたって、この緑被率の向上に向けて具体的にどういったことを考えていらっしゃるのか伺います。

○事務局（都市計画課長） はい。緑の取り組みなのですが、こちらのほうでは現況ということで書いてございますが、当然、緑被率、緑化を進めるためには、一つは開発等に合わせて緑化の指導、当然区としても行っておりますが、そういったものを当然充実させて取り組んでいくと、あるいは当然公共施設、道路とか公園、そういった街路樹含め公共のスペースでの緑を充実させると、あと、民間の指導もありますし、後は事業者が行うこと、区民が行うことがありますので、総合的に取り組みを、また今後検討を進めながら考えていきたいと思っております。以上です。

○委員 今、公共施設の建設だったり、あるいは開発、再開発行為が行われたときに比較的大型のそういった施設整備とかがあった時の緑地化とか、屋上緑化とか、そういったことを狙っていらっしゃるのだと思うのですが、それだとまちづくり

という点ではちょっと主体的な意思にかけているなと思うのですね。

特にこの数字上で見ても、江東区北部地区の緑被率の少なさというのはやはり課題だと思いますし、そういったときにはやはり意図的に緑地をふやすというのがこの水辺と緑の政策を考えていく上で重要なのだらうと思うのですね。

ちょっと地元のことで恐縮なのですが、深川北部で今後、大きな公共施設とか、再開発とか、ないとは言い切れませんが、そういったところで相手方に期待をして緑を増やすという方向は余り望めないと思うのです。そうしたときにやはり行政側における、例えば区道を改修する際に緑地帯を設けるとか、あらゆる面でこの緑地帯をつくることについて積極的に意思表示をしていくのが私はまちづくりだと思いますので、きょうはこの点を主張させていただいて、ぜひ、今後の課題といたしますか、検討事項に入れていただきたいと強く要望しておきます。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

はい、どうぞ。

○委員 一つお伺いいたします。

この地区別ワークショップのことなのですが、来年度に、非常に私は区民として期待するものであります。

その場合において、地区別というものの詳細はカットして構いませんけれども、このマスタープランの5ページの地域地区区分という表がございしますが、これを照らして地区別というのか、そこのところをちょっとお聞きしておきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） はい、ワークショップの対象エリアということになりますが、お尋ねのとおり5ページのほうにそれぞれの地域地区を示しておりますが、来年度大きくは深川地域、城東地域、南部地域、三つのエリアでまずそう行ったグループをつくりまして、その中で、例えば深川ですと北部、南部、わかれていますのでそれぞれの地区ごとに、会場としてはテーブルを分けて現況とか課題をお示した上で方針をつくっていくというふうになります。ですから、それぞれの地区ごとのワークショップの単位というふうに、基本的には考えております。よろしく申し上げます。

○委員 区民の声を聞く良い機会ですので、よろしくどうぞお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見ご質問はございますでしょうか。

ございませんですか。よろしゅうございますか。

それでは、私から一つだけお願いさせていただきます。先ほども議論があったかと思っておりますけれども、31ページ以降の防災のことなのですが、全体に、いま

不燃化をして、強い建物にしていくという話と、そしてそれから復興して、復興まちづくりだというのですが、その中間に、ちょっと厳しい言葉で言うと、避難してそこで生き延びられるのかというのを少し心配しているのですね。ですから、この都市計画マスタープランの中に書くべきことなのかどうかというのはちょっとよくわからないので、それは検討していただければありがたいのですが、その避難所での生活とか食料の供給とか飲料水がどうだとかといったことは、私はすごく心配しているので、何らかの形で触れてもらいたいかなと思います。

ちなみに、12月にNHKで特集がありましたけれど、私も随分手伝ったのですが、シミュレーションを頼まれてやったのですけれども、あまりにもショッキングな数字なので採用されずと。要するに、それだけ物資が届かないよということが明らかになったので、テレビには使えなかったという、そういうことがあるので、是非その辺はちょっと考えていただくと嬉しいと思います。私のお願いです。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○委員 今のお話しでとても私はいいお話しだったなと思います。●●委員が、江東区はマンションが88%あるという形でお話しになりましたけれども、避難所があってもマンションの居住者は避難できないという形が多くなるともうのですね。それで、私いまマンションの管理組合の理事長をしておりますけれども、築年も古くなっておりますし、マンションにおける横断的な都市計画の中での防災、そういったものもこちらのほうでいろいろな角度で考えていただきたいと思っております。

○会長 その話は大変重要な話だと思いますけれども、都市マスタープランというのに合うのか議論していただいて、別途、区の事務局の方にご検討いただければありがたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでございますか。どうぞ。

○委員 今、会長がお願いをされたので、私も一言だけお願いさせていただきたいと思えます。

今、●●委員が緑のことをおっしゃられましたけれども、私の専門がそちらなので一言なのですけれども、国の、国土交通省ですけれども、お勧めになられている、横文字で大変恐縮なのですが、グリーンインフラとかSDGsは環境省ですけれども、それから同じく環境省、生物多様性ですね、こういったことは国が今舵をとっていろいろ政策をお進めになられているところなので、ぜひこういったところも、書き方なんかももちろんお任せしますけれども、よく読むとそれっぽ

いなというところもあるのですけれども、もう一つ、もう一步踏みこんで、触れられてもよろしいかなというような気はします。性格上、都市マスなので、どこまで書き込めるかというのはご検討いただいて、それについてはもちろんお任せしたいと思いますので、お願いとしてはそういったあたりもぜひどうぞということでございます。

○会長　ほかにご意見はございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。ご意見ご質問が出尽くしたということで、次に行きたいと思います。

○会長　次に、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の策定についてを事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（都市計画課長）

資料2-1をごらんください。

本方針は、平成28年に策定されました東京における都市計画道路の整備方針の中で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線として選ばれなかったものについて、改めて計画を続けるか変更するかを検討した結果となっております。

恐れ入りますが、資料2-2の2ページをごらんください。

カラーの図面がございます。基本方針の概要版になりますが、こちらのほうで今回検証した内容ということで、東京都、あるいは江東区等も含めて東京都内で一斉に検討した内容になります。

まず、2-2の2ページになりますけれども、具体的な検討項目ということで、一番上が概成道路における拡幅整備の有効性ということで、おおむね幅員等が完成に近づいている路線について、さらに拡幅するかどうかという検証です。

2番目が交差点の交差方式ということで、これは道路の立体交差とか、もう一つが2番目にある交差点の拡幅で左折レーンを新たに設ける、一番下が支線ということで、幹線をつなぐような支線を新たに設ける、これらが検証項目です。

恐れ入りますが、もう一点が、3ページになりますが、橋詰ということで、橋をかけ替える時のスペースの確保、こういったところが主な検討項目になっております。

恐れ入りますが、資料2-3をごらんください。

今回の計画変更の中で江東区内五つの路線について計画を変更する、拡幅等をやめるということに、方針としては決まっております。

赤い文字で印刷してございますが、初めに概一1ということで、こちらは蔵前橋通り、亀戸四丁目交差点から西へ約110メートルの部分約1メートル拡幅予定だったのですが、現道のまま拡幅は行わないという計画です。

そして、概一5になりますが、清澄通りの赤く着色された延長約500メートルの区間について、現行25メートルを8メートル拡幅して33メートルにする拡幅予定ですが、これも拡幅取りやめです。

そして、交一1、これは新大橋と清澄通りの交差点で、それぞれ新大橋側は27から30メートル、そして清住通りが25から28に、約3メートル拡幅予定ですが、こちらも取りやめということです。

そして、支一1ですが、これは丸八通り、蔵前橋通りを結ぶ路線で、延長130メートルについて支線4メートルを8メートル拡幅する予定ですが、取りやめとなっております。

それぞれの拡幅取りやめの理由ですけれども、現在の交通状況や今後の交通動向、そして現在の道路構造令などを勘案したものでございます。

最後に橋一3ですが、永代通りの沢海橋の橋台敷について拡幅を取りやめということで、橋りょうをかけ替える場合、これ以上拡幅の用地を確保する必要はないという判断でございます。

恐れ入りますが、資料2-1の2ページにお戻りください。

今後の予定になります。今回の江東区の5路線を含めまして、計画変更予定の路線につきましては、今後東京都とも調整の上、必要な都市計画手続きを行う予定になってございます。

また、手続きに入る前には地域の説明会等を経て、こちらの江東区の都市計画審議会にも諮って決定をいただくような段取りになると考えております。

報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告についてご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員 これも一つだけ確認します。

まず、今回計画の変更が出されまして、確か2年ほど前にこの第4次計画の中間のまとめで変更の対象となる計画が江東区内もこれだけ選ばれたうち結果として計画が幾つか変更されたということで、逆に今回の変更の対象にはなったけれども、結果としては変更されなかった部分のことで聞きたいのですが、三ツ目通りが概成道路で拡幅の計画があります。白河3丁目の清洲橋通りと三ツ目通りの交

差点から三ツ目通りを菊川方向に向かっていく拡幅の計画なのですが、一部この辺は既に将来的な都市計画道路の拡幅された状態での道路線形で一部新しいマンションができ、一部古い状態でのマンションの敷地が残っていたりということで、極めていびつな形になっているのですね。

加えて、先ほどの都市計画マスタープランの素案でもわかるとおり、深川北部というのはこれから既成市街地の中でも人口はどんどん増えていく街であります。そういった中でこの拡幅事業は非常に重要かと思うのですが、一方で現地を見ますと、大富橋を渡ってちょうど墨田工業高校がある森下5丁目交差点から先の菊川方面というのはなかなか用地買収がいろいろ難しい、これを進めるのは課題が非常に多いと思うので、これを今後第5次とかの計画がおそらく五、六年後にあつた際に区として、こういった残っている概成道路のうち、重要性だと思ふ点、あるいはこれをもっと区としても求めていかなければいけない点とかというのを残った中でどういうふうを考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○事務局（道路課長） 都市計画道路の個別の路線につきましては、私からお答えいたします。区として求めていかなければならないというところで、今後第5次事業化計画というのが、いま第4次というのが平成28年の4月に発表されておりまして、今後10年間で整備着手すべき路線の優先整備路線をその中で決めております。

今後10年間ということですので、令和8年ぐらいにはまた第5次が出るのかなと思っております。

前段で都市マスタープランの話があつたのですけれども、実はこのマスタープランを定める中で、道路網整備計画というのも同時に並行して検討してございます。その中で、今後どこの都市計画道路を優先的に区としてネットワークを考えながら整備していくかということも今まさに検討してございまして、この3月には基本方針を出す予定にしております。

この道路網整備計画、いま立ててございまして、その中で、都道を含めてどこの都市計画道路を優先的にやるのか、その辺は今後考えていきたいと思っております。

実は第4次事業化計画のとき、前回の都市マスタープランのときも同じように道路網整備計画を立ててございまして、その中で区として優先すべき路線というのを決めて東京都等に要望して第4次のときに優先整備路線に指定されたという実績もございまして、今後も同じようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

まずこの第4次の中見直しが一昨年からされて今に至っているのですが、この中で、この三ツ目通りが計画の変更の対象に選ばれたことを知った地元の方々が、この中間まとめの際に町会や自治会としてこれを残すようにという、こういうパブリックコメントを出されて、それだけこの思い入れといいますか、現地を見ていただければわかるのですが、非常に広い部分と、急に狭くなっている部分と、人口増加が続く地域の歩道としては非常にいびつな形になっておりますので、先ほど申し上げた、先に行きますとまだまだ用地買収等非常に難しい部分はあると思うのですが、例えば計画を分離してこの区間の拡幅計画を先に優先路線とするですとか、そういった思いやりのある方向性を出していただくように強く要望させていただきたいと思いません。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ただいまの件は報告事項でございますので、採決ではございませんが、本報告については了承ということにしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

◎その他

○会長 本日本日予定いたしました報告案件は全て終了いたしました。

その他、何かございますでしょうか。

事務局。

○事務局（都市計画課長） 次回の都市計画審議会ですが、現在3月を予定しておりますので、今後の日程をまた調整させていただいて、なるべく早めに議題、日時等をお伝えいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第145回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後4時30分 閉会